

## ES指針意見募集結果表

該当条文 総論	整理番号	意見	回答	カテゴリー	年	性別	団体名 / 職業	氏名	所属	備考
		<賛成意見>								
	NO.20	概ねこの指針に沿って行うことにより、良い結果が得られると思う。	賛成意見	個人(専門)	50代	男	大学教授	藤田博正	久留米大学医学部外科学講座	自然科学系
	NO.22	生命倫理の観点から基本的事項を決めたことに対して賛成。		個人(専門)	50代	男	医師	砂川正勝	獨協医科大学第一外科、日本癌治療学会理事	自然科学系
	NO.23	よく内容が吟味されている。		個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.24	ヒトES細胞の取扱いは厳密であるべきであり、本指針案はその目的に適ったものであると考える。		個人(専門)				杉町圭蔵	九州大学大学院消化器・総合外科学、日本癌治療学会	自然科学系
	NO.27	賛成。大略これで良いと思う。		個人(専門)	60代	男	医師	匿名希望	大阪市立大学医学部放射線医学教室、日本癌治療学会	自然科学系
	NO.31	本指針案が作成されたことは時期を得た対策として評価されるべきである。		個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.35	基本的にヒトES細胞の樹立と使用に関しては賛成である。しかし、当然、反対者が想定されるため、充分かつ慎重な議論がなされることを期待する。		個人(専門)	50代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系研究者/医師
	NO.38	クローン人間を作らないという基本的な合意のもと、ヒトES細胞の基礎的研究を可能にしている今回の指針には賛成。			30代	男	大学教員	匿名希望	匿名希望	自然科学系研究者/医師
	NO.45	現在の段階では、ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針案に賛成。臓器作成技術もかなり確かなものになりつつあるが、一般の人達が変な幻想を書かないようにする正しい理解を導く指導が必要であり、大学で教えていきたい。		個人(専門)	60代	男	教員	島田隆道	名古屋短期大学	自然科学系研究者/医師
	NO.57	ES細胞を厳重な倫理的な規制の下に、日本の最新医学研究機関が、その樹立・使用する概ね妥当な指針案だと思う。		個人(一般)	60代	男	無職	匿名希望	匿名希望	患者関係(孫が淡蒼球変異症)
		<ヒトES細胞研究への期待>								
	NO.50	主人がパーキンソン病であり、ES細胞の記事を読み未来が明るくなるような気持ちになった。倫理的問題もあると思うが、今現在病気で苦しい思いをしている者とその家族がいることを考慮し、一日も早く治療法が確立されることを願って止まない。	賛成意見	個人(一般)		女		匿名希望		患者関係(夫がパーキンソン病)
	NO.54	倫理上「人の生命の萌芽」であるヒト胚を使用することに問題があることはもちろん承知しているが、ヒト胚が生命の萌芽であることを尊重するならば、現在難病で苦しんでいる人間の生命、生活を守ることも考えてほしい。このES細胞の研究が進むことにより人生に希望を持つこ		個人(一般)	50代	女	非常勤医師	匿名希望	なし	患者関係(パーキンソン病患者)
	NO.55	私達パーキンソン病患者にとってヒトES細胞の研究は完治を望める根本治療方法として一日も早い実現を願っている。私たち患者は職を失い、家庭が破壊され、寝たきり等により生活圏を奪われ、人間としての尊厳を脅かされている。		個人(一般)	50代	男	無職	関根宏美	全国パーキンソン病友の会東京都支部(支部長)	患者関係(パーキンソン病患者)
	NO.56	頸椎損傷であり、指一本さえ動かすことのできない体で毎日絶望的であるが、最近ES細胞の研究を知って毎日毎日パソコンで最新情報を探している。これが私の生き甲斐であり、どうかこの研究を認めてほしい。賛否両論あると思うが、私のような体の人間にとって、たった一つの		個人(一般)	10代	女	無職	匿名希望		患者関係(頸椎損傷患者)
	NO.57	敵に難病の患者を持つ者として、パーキンソン病だけでなく、淡蒼球変異症の研究も早期に取りかかれる体制促進を強く望む。		個人(一般)	60代	男	無職	匿名希望		患者関係(孫が淡蒼球変異症)

NO.59	ヒトES細胞の樹立及び使用が医学及び生物学の発展に大きく貢献する可能性があるので大いに期待しているとともに、早急を実現してほしい。是が非でも治療法が確立され、今苦しんでいる癌、パーキンソン病、臓器移植、神経再生を望む人達等の患者を救ってほしい。	賛成意見	個人(一般)	50代	女	無職	匿名希望		患者関係 (娘が頸椎損傷)	
NO.61	ES細胞の樹立に使われる余剰胚は、生命あるものだからそこには厳粛な受け止め方が必要だが、若年性パーキンソン病の患者でが自分にとって、ES細胞の活用によって、明日生きる道が開かれる。このような視点に立って、今回の指針が、ES細胞の研究を推進するという立場				40代	女	無職	浜田朋子	患者関係 (若年性パーキンソン病)	
NO.62	9年前にパーキンソン病と診断され、治療法もなくこの病気の苦しさは罹った人でないとわからない。国として一刻も早くES細胞の研究に着手できる環境と人体への積極的な応用の実現を期待。若年性パーキンソン病の患者の多くが一日も早い病気の完治と社会復帰を切実に望んで				40代	男	パート社員	匿名希望	匿名希望	患者関係 (若年性パーキンソン病)
NO.65	ES細胞をもっと広く一般に広める必要がある。ES細胞を利用した治療に係る副作用や医師や研究者の手違い等の危険性が心配であるが、人間が難病から助かるのであればそれを応用するために絶対にこのES細胞の研究を進めてもらいたい。			個人(一般)	50代	男	会社役員	櫻井好美	不動産	
	<ヒトES細胞に対するさらなる評価の必要性>									
NO.11	ヒト胚研究小委員会の議論は、ES細胞研究を進めることが前提となつて、なぜES細胞研究が必要なのか、なぜ組織幹細胞ではないのか、本当にES細胞が多くの治療に貢献するのはいつなのかなどが明確に議論されていない。	ヒトES細胞研究については、科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会において、医学、生物学、法学等様々な立場の専門家により評価され、厳格な枠組みの下で進めることができるとの結論を出しています。	団体				フィンレージの会			
NO.12	ES細胞からは、クローン法でいうさまざまな「特定胚」、生殖細胞も作成され得るといわれ、又、動物・動物胎児への移植や、遺伝子操作なども考えられている。禁止項目をあげて済まされるものでもなく、指針策定の前に、このような生命操作をどこまで行ってよいのか、あるいは		団体				優生思想を問うネットワーク			
	<生殖補助医療との関係>									
NO.3	インフォームド・コンセントの手順や取得の仕方がまだ不十分。産婦人科医があらかじめ不妊治療にはいる際に余剰の卵子を取り出し、受精させ、冷凍すると言ったことを予防すべき適切なガイドラインが必要である。胚の診断に対しても何らかのコンセンサスづくりが必要。このよう	本指針案は、提供者の自主性を尊重するため、インフォームドコンセントに厳格な要件を課し、提供者の判断するための十分な時間の確保、提供後の同意の取消等により、提供者の自主性を重視する枠組みを取っています。また、ヒト胚の提供医療機関に厳格な	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎			
NO.12	不妊治療の場からの胚提供を前提とした指針を作成する前に、まず、不妊治療全般に関する検証を詳細に行い、「やむを得ず廃棄される胚」がどのように生じるかを見直すべき現状では、不妊治療に関するインフォームド・コンセント、カウンセリングですら極めて不十分といえる。		団体				優生思想を問うネットワーク			
NO.49	インフォームドコンセントは、必ず、充分に行ってほしい。不正なことや倫理的におかしくないことがおきかないよう、厳しいチェックを行ってほしい。		個人(一般)	30代	女	専門学校講師・主婦	匿名希望		不妊患者関係	
NO.50	ヒト胚を廃棄しなければならない数の採卵をすること自体、倫理、医学の見地から言っての不当。ES細胞の樹立に使用する胚の存在自体があってはならないことであり、まず、不妊治療におけるインフォームドコンセントおよび不妊治療の基礎研究を進めてからでなければならぬ		個人(一般)	30代	女	大学院生	松島紀子	城西国際大学大学院博士課程後期課程	不妊患者関係	

NO.52	インフォームド・コンセントがないと受精卵は提供されないということだが、言葉だけでは全く信用できない。体外受精や顕微受精で生まれる受精卵はいくつと決まっていないし、病院で横流しされたとしても患者にはわからない。また、無償提供ということで、受精卵のもつ価値を	本指針案は、提供者の自主性を尊重するため、インフォームドコンセントに厳格な要件を課し、提供者の判断するための十分な時間の確保、提供後の同意の取消等により、提供者の自主性を重視する枠組みを取っています。また、ヒト胚の提供医療機関に厳格な要件を課すことで適切な	個人(一般)	30代	女	主婦	匿名希望		不妊患者関係
NO.46	不妊治療が、経済的にどのくらい、負担があるのかご存じだろうか。どのくらい体に負担をかけて採卵をし、移植をするのかご存じだろうか。今回の指針では、余剰胚を使用して云々とある。いったい、保険診療扱いでもない、高額かつ大変な治療で、ようやく授かる受精卵を簡単に		個人(一般)	30代	女	主婦	匿名希望	なし	不妊患者関係
NO.49	(不妊治療に)保険適用や助成金制度ができるよう各機関に働きかけてほしい。		個人(一般)	30代	女	専門学校講師・主婦	匿名希望		不妊患者関係
NO.51	不妊治療は私たち不妊の女性にとってたいへんな負担であり、受精卵を不要物のように解釈し、安易に研究を利用しようという動きに嫌悪感を感じる。「廃棄」という表現も受精卵を生命の萌芽といいながらも命をパーツのように扱っている印象がある。		個人(一般)	30代	女	大学院生	匿名希望	匿名希望	患者関係(不妊患者関係)
NO.53	お金や時間の問題だけでなく、体にもかなりの負担がかかります。女性の体は薬づけになるわけですし、手術も受けなければなりません。この案を通すならば、まず、不妊治療を保険のきく治療にするのが筋です。		個人(一般)	30代	女	無職(主婦)	匿名希望		不妊患者関係
	<ヒト胚に対するさらなる検討の必要性>。								
NO.40	指針案は、ある程度人の胚は倫理的に生命として尊重されなければならないと記されているものの実質は尊重を否定している。いのちのはじまりをいつと見え、どうあつかうかは話し合いで決められるような問題ではない。それをある一定の考え方で進めていくのはおかしい。意図	本指針案では、ヒト胚を生命の萌芽として尊重し、ES細胞の樹立のために新たにヒト受精卵を作成しない、真に必要なと認められるときのみヒトES細胞の樹立を認めるなどの厳格な枠組みを取っています。また、ヒト胚の提供に際しては、提供者の自主性を尊重するよう記	個人(専門)	30代	男	牧師	神戸博央	活けるキリストー麦西宮協会	宗教関係
NO.44	ヒト胚の提供が「ヒト胚」中心ではなく、「提供者」本位になっている。ヒト胚を生命体である「主体」でなく一貫して「もの」すなわち「所有物」として見ている。廃棄を決めた者は、倫理的には「胚」の代弁人にも後見人にも保護者にも成り得ない。提供者をどう「法的」配慮		個人(専門)	60代	男	カトリック神父、大学教授	宮川俊行	長崎純心大学人文学部教授(生命倫理学)	宗教関係
NO.11	不妊治療をしている人々にとっては、たとえそれが廃棄せざるを得ない受精卵であったとしても、自分たちの子どもとして生まれてきたかもしれないかけがえのない存在であり、どうせ廃棄するモノなのだから、実験材料にするのは構わない、という考えで研究者がいるとしたら悲し		団体			フィンレージの会			
NO.40	いのちにはどうせ廃棄するというものは最初からない。課程に問題のある体外受精の結果作られるES細胞の研究には反対。		個人(専門)	30代	男	牧師	神戸博央	活けるキリストー麦西宮協会	宗教関係
NO.49	不妊治療者の大事な受精卵、命のモトという認識を決して忘れないでほしい。		個人(一般)	30代	女	専門学校講師・主婦	匿名希望		不妊患者関係
NO.5	指針全体として、体外受精で発生する余剰胚をES細胞樹立に利用することで、余剰胚の存在を合理化し、ひいては生殖補助医療としての体外受精を促進しようとする意図が読み取れるが、余剰胚の問題は、ES細胞研究とは切り離して別個に議論すべき重要な課題である。	本指針案は、科学技術会議生命倫理委員会において示されたヒトES細胞研究を行う際の枠組みを具体化したものです。ヒト受精卵全体の取扱いの在り方については、総合科学技術会議において幅広い観点から検討を行うこととされています。人クローン	学会			日本科学者会議生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
NO.8	国民合意のないヒト胚研究全般について幅広く慎重に議論を積み重ねられることが必要。		宗教法人	60代	男	宗教法人 大本	代表役員 奥田宗弘		

NO.12	ヒトES細胞の研究は、たとえ基礎研究に限るとしても、生殖医療の範囲にも、それを越えた分野にも広範囲にまたがるものである。したがって、ヒトES細胞研究の指針を策定する前に、ヒト胚を研究利用してよいのかどうか、許容範囲はどこまでなのか、規制のあり方はどうあるべき	本指針案は、科学技術会議生命倫理委員会において示されたヒトES細胞研究を行う際の枠組みを具体化したものです。ヒト受精卵全体の取扱いの在り方については、総合科学技術会議において幅広い観点から検討を行うこととされています。人クローン胚等については、クローン	団体			優生思想を問うネットワーク			
NO.16	ヒト胚を保有している人は、単に胚の宿主にすぎず、インフォームド・コンセントなどの倫理的約束を胚に代わって行うことはおかしい。「いのち」や「胚」に対して取るべき態度の指針を示してほしい。		個人(専門)	60代	男	元産婦人科医師	保條朝朗	医師会	自然科学系
NO.41	ES細胞研究だけでなく、ヒト胚の研究利用全般にわたって、指針を定めるべきである。そうでなければ、たとえば凍結受精卵の提供依頼時に、ES細胞研究が目的の時だけ指針にあるような厳密な手続きが課され、それ以外の研究目的の場合は指針の手続きによらずインフォームド・コ		個人(専門)	30代	男	大学教授	土屋貴志	大阪市立大学文学部	人文社会科学系研究者
NO.42	指針案は、以下の点で、人間の胚を尊重し人間の尊厳を保持するにふさわしい公共政策上の体系性・整合性を欠く。①生殖医療において公的規制がない現状で、余剰胚を用いる研究を容認する場合、意図的に余剰胚を作るなど人間の尊厳を侵す事態も危惧される。②人間の胚について		個人(専門)	40代 及び 50代	男	科学史家、社会学者、弁護士、弁護士	米本昌平、 藤島次郎、 池田伸之、 光石忠敬	三菱化学生命科学研究所 部長、同主任研究員、日 弁連人権擁護委員会委 員・医療部会長、同人権擁 護委員会委員	人文社会科学系研究者
NO.5	「ヒト胚」の使用を認める根拠を条文中で明記すべき。	本指針案は、科学技術会議生命倫理委員会において示されたヒトES細胞研究を行う際の枠組みを具体化したものです。その根拠については、報告書や解説に示されます	学会			日本科学者会議 生命倫理研究委 員会	委員長 城戸 良弘		
	<ヒトES細胞以外の研究推進の必要性>								
NO.3	成人の「組織肝細胞で十分である」という意見にもっと耳を傾けてもらいたい。	将来の医療応用の可能性を想定すると、現時点では、ヒトES細胞と組織幹細胞の両方の研究を進める必要があります。政府においては、組織幹細胞の研	学会	50代	男	日本医学哲学倫 理学会国内学術 交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.8	生命破壊を伴わない再生医学研究に科学者の英知を結集させること。		宗教法人	60代	男	宗教法人 大本	代表役員 奥田宗弘		
NO.19	総則に、次の文を明記すべき「受精卵からの幹細胞採取は、基礎研究段階での妥協策であることを、関係各氏は銘記し、より理想的な骨髄由来幹細胞、臍帯血幹細胞からの臓器再生に一層の努力をすることを心にとどめるべきである。」。また、これら研究を国家的プロジェクトと位		個人(専門)	30代	女	生命科学研究者 (大学助手)	匿名希望	東京大学大学院薬学系研 究科薬品作用学教室	自然科学系
NO.29	最近の成人個体の器官あるいは組織由来の各種幹細胞の脱分化、再分化の試みのほうが、社会全体に馴染みやすいのではないかと。		個人(専門)	40代	男	大学教授	匿名希望	東海大学医学部分子生命 科学2	自然科学系
NO.31	ヒト胚を利用した研究の検討の過程が性急である印象を受ける。成体に存在する様々な組織幹細胞が発見されており、ヒトES細胞の利用を今急ぐよりはこれらの細胞の利用の可能性を検討することの方が倫理的、実際的に優先されると考えられる。医療への応用は自己細胞を利用する		個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	東海大学医学部	自然科学系
NO.44	ヒト胚を生命の萌芽として尊重するという基本精神を貫き、ヒト胚を壊すES細胞を樹立するのをやめて、体性幹細胞の研究を進めるべき。		個人(専門)	60代	男	カトリック神父、 大学教授	宮川俊行	長崎純心大学人文学部教 授(生命倫理学)	宗教関係
NO.51	ES細胞を使った技術は、提供しようとする意思を持つ人がかなり少なくそれほど発展しない。各組織や臓器にある幹細胞を使った研究を進めるなどの代替の方法も考えられ、その方向の研究を進めてほしい。		個人(一般)	30代	女	大学院生	匿名希望	早稲田大学大学院	患者関係 (不妊患者 関係)
	<表現上の配慮の必要性>								

NO.14	いわゆる難病や、障害に付随する疾病に伴う苦痛に対して、それを治療もしくは軽減することのできる手法が開発されることについて異議を唱えるものではないが、解説に示されたいわゆる「病氣」と、「障害」とを単純に並列して記載してしまう姿勢に対する問題であり、「病氣が	今後、解説等の表記において、ご指摘の点について配慮していきたいと考えます。	団体	40代	男	日本ダウン症協会	理事長 玉井邦夫			
	<指針作成のプロセス>									
NO.3	検討が不十分で、本当に国民の声が反映されているのか疑問。議論を振り出しに戻し、もっと公開の形で議論すべき。	本指針案は、生命倫理委員会において1年以上かけてまとめられた基本的考え方に基ついで作成されており十分な検討が尽くされているものと考えます。また、指針案についてはさらに総合科学技術会議にお	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎			
NO.10	ヒト胚研究小委員会の終了後に、どのような課程でパブリックコメントに賦されたのが一般にはわからないことなどは問題であり、以下を要望。1. 指針案をいったん白紙に戻すこと。2. ヒトES細胞の樹立及び使用の問題は、総合科学技術会議に新設された生命倫理専門調査会		団体			DNA問題研究会				
NO.12	ヒトES細胞の研究が提供胚の存在なしに成り立たないにもかかわらず、胚提供を求められる立場となる人々からの意見を直接聞かないままに、指針案がまとめられているのは当事者から直接詳細に意見を聞くべき。本指針案については、実質的審議がほとんど行われておらず、白紙に		団体			優生思想を問うネットワーク				
	<知的所有権、経済的利益の取扱い>									
NO.12	ヒトES細胞の樹立及び使用による研究成果(分化細胞を含む)から知的所有権・経済的利益を得ることは、人の体や生殖を産業・商業のために利用することである。ヒト胚が資源とみなされ、ひいては私たちのからだを商品化していくことにほかならないことから、十分な社会的論議無し	本指針案は、ヒト胚は人の生命の萌芽であり売買の対象とすることは不適切との考え方に基ついでいます。ヒトES細胞から得られた研究成果については、医療応用等を目指すためには、知的所有権や経済的利益について言及することが必要です。	団体			優生思想を問うネットワーク				
	<罰則、責任体制明確化の必要性>									
NO.2	ヒトES細胞の樹立及び使用が指針に適合せず実施された場合のペナルティーは、単に「公表」されるだけで十分であるか否かさらに検討する必要がある。	現時点では、ヒトES細胞研究については、クローン人間産生ほど社会的に重大な影響を及ぼすものではないことから、罰則を伴う規制は必ずしも必要ではない。また、研究行為の規制であり、技術の進展に秀	学会			日本産科婦人科学会倫理委員会	委員長 荒木勲			
NO.3	「指針違反の公表」のほかには罰則規定がないのは問題である。本指針への重大な違反が明らかとなった場合、誰がどのような責任をとるのか、この点での基本的考えを明らかにすべきである。その意味でも、指針に違反した場合は、「3年間はこの指針に関連する研究に従事するこ		学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎			
NO.39			個人(専門)	50代	男	教員	山本達	福井医科大学倫理学教室	人文社会科学系研究者	
NO.4	少なくともこの指針遵守について文部科学省が研究費を支出する研究については、その発表にあたって明記されるべきである。またそのような明記を手がかりとして、学術雑誌編集者、あるいは研究発表の報告をうけた倫理委員会は、その研究の適切さについて本指針を参照し、それ		学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会				

NO.5	違反した場合について、罰則を規定すべき。	現時点では、ヒトES細胞研究については、クローン人間産生ほど社会的に重大な影響を及ぼすものではないことから、罰則を伴う規制は必ずしも必要では	学会			日本科学者会議 生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
NO.12	ヒト胚の提供者(提供を依頼された者)が、ヒト胚の廃棄の確認から胚提供にいたる過程において何らかの被害を受けた場合、あるいは提供した後でも情報漏れなどの被害を受けた場合の、責任の所在・謝罪や保証のあり方について何ら言及されていないのは、どういふわけか。検討し		団体			優生思想を問う ネットワーク			
NO.13	指針に違反した場合どのような手続きで研究を止めさせることができるのか明記するべき42条の公開だけでは不十分。		団体			SOSHIREN女の からだから			
NO.58	指針に反して行った行為が将来重大な事態を発生させることは否定できない。罰則のある法規にすべき。		個人(一般)	50代	男	医師(精神医学)	貝谷久亘	医療法人和楽会理事長・ (社)日本筋ジストロフィー 協会理事	患者関係 (子が筋ジ ス患者)
	<第三者機関設置の必要性>								
NO.3	樹立機関、使用機関を監査する第三者機関を明記すべき。	指針案は、樹立機関、提供医療機関及び使用機関にそれぞれ外部の者が含まれる倫理審査委員会が設置され、監視業務を行うとともに、国に研究計画の確認を求めることになっており、第3者的な立場から	学会	50代	男	日本医学哲学倫 理学会国内学術 交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.5	樹立機関や使用機関に対する第三者機関はどこなのか不明確である。そこで、第三者機関に関する規定を設け、その役割、業務も明確化すべきである。樹立機関の長の業務として、第三者機関に報告する義務を課すことを規定する項を使用機関の長の業務として、第三者機関に報告す		学会			日本科学者会議 生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
NO.13	インフォームドコンセントに関しては、第三者機関において行われな限り圧力がかかたり、誘導が起こってしまうことが考えられ、何らかの第3者機関が必要。		団体			SOSHIREN女の からだから			
NO.11	ヒト受精卵からはその提供者カップルおよびその子どもの遺伝的情報というプライバシーと密接にかかわる。また、不妊治療クリニックには不妊治療の際の、病歴等に係わる多くの個人情報蓄積されている。このことを考えると、個人情報の保護を遵守するために、第三者機関を通		団体			フィンレージの会			
	<各機関の関係>								
NO.58	樹立機関、提供医療機関、使用機関の三者が同一施設になることが多いことから、倫理審査委員会の構成等について、同一施設であることを考慮して全体を見直す必要がある。	本指針案においては、樹立機関と提供医療機関は少なくとも別のIRBを有する機関間で構成されます。なを樹立機関と使用機関が事実上同一の機関となるものは妨げるものではありません。	個人(一般)	50代	男	医師(精神医学)	貝谷久亘	医療法人和楽会理事長・ (社)日本筋ジストロフィー 協会理事	患者関係 (子が筋ジ ス患者)

NO.41	ES細胞研究が大学で行われる場合、提供機関は大学病院、樹立機関と使用機関は医学部ないし理学部ないし研究所、というように、学内の部局をそれぞれの機関に宛てるのが認められるかどうか、といった具体的な点に関して、現案では不明確	解説や指針周知の課程において、樹立機関の長の考え方について一定の基準を示します。	個人(専門)	30代	男	大学教員	土屋貴志	大阪市立大学文学部	人文社会科学系研究者
	<指針の所管>								
NO.18	以下を提案する(1)ES細胞はヒト由来資源であることから、ヒト遺伝子解析研究の共通倫理指針の策定と同様に、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が共同で作業すべきである。(2)本案に関してはその所管を特定の省庁に限定せず、「総合科学技術会議」において、官民すべ	本指針は、臨床・医療段階への応用を行わない基礎的研究であることから、クローン法と同じく文部科学省が所管し、提供医療機関に対しても、ヒト受精胚の提供行為に関しては、文部科学省が適切に指導するものとして整理したいと考えます。総合科学技術会議は、科学技術に関する	個人(専門)	60代	男	大学客員教授、 名誉教授	佐藤哲夫	霊長類機能研究所長	自然科学系
NO.41	基礎研究は文部科学省管轄以外の研究機関でも行われるため、遺伝子解析研究の共通指針と同様に、第一に文部科学省・厚生労働省・経済産業省のいずれの管轄機関もカバーされることを明確に宣言すべきである。第二に、確認を与えるのは文部科学大臣ではなく、総合科学技術会議		個人(専門)	30代	男	大学教員	土屋貴志	大阪市立大学文学部	人文社会科学系研究者
NO.43	ES指針は再生医学に関係し、胚は医療機関に存在することから、厚生労働省と2省庁合同による指針作りを行い、樹立体制に厚生労働省を加える必要がある。		個人(専門)	40代	女	大学教員	中山まき子	匿名希望	人文社会科学系研究者
NO.42	指針案を文部科学省単独所管とすることは、以下の点で妥当ではなく、総合科学技術会議の指針として最終決定し、文部科学、厚生労働、経済産業3省の共同所管とすべき。①生命倫理は、社会の総意に基づき、しかるべき権威と内実を備えた国全体の倫理指針の位置づけが必要。		個人(専門)	40代 及び 50代	男	科学史家、社会 学者、弁護士、弁 護士	米本昌平、 櫛島次郎、 池田伸之、 光石忠敬	三菱化学学生命科学研究 所部長、同主任研究員、日 弁連人権擁護委員会委員 ・医療部会長、同人権擁 護委員会委員	人文社会科学系研究者

NO.66	ES細胞の研究は再生医学と密接につながり、また、材料となる胚は医療機関にあるため、厚生労働省の所管機関とも関わる。さらに、ES細胞は医薬品の開発で人体実験の代替としても期待されている。これは経済産業省所管の企業関連研究にも関係する。よって、文部科学省のみで	本指針は、臨床・医療段階への応用を行わない基礎的研究であることから、クローン法と同じく文部科学省が所管し、提供医療機関に対しても、ヒト受精卵の提供行為に関しては、文部科学省が適切に指導するものとして整理したいと考えます。総合科学技術会議は、科学技術に関する	個人(一般)	40代	女	大学教員	鈴木江三子	広島県立保健福祉大学看護学科助産婦課程	
NO.12	総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、経済産業省のそれぞれの役割・責任・各樹立計画や使用計画についての審議、調査のあり方を具体的に明らかにした上で意見募集をするべきである。		団体				優生思想を問うネットワーク		
	<指針の対象範囲>								
NO.6	民間企業は基礎的研究のみでなく応用段階における「品質保証」の点で特に高い能力を保有しており、将来、臨床研究やその他の応用研究へ発展する段階においては民間企業の参画がますます不可欠。今後臨床研究その他の応用研究に関して別に基準が作成される際に、民間企業の参	今後、臨床研究や医薬品開発を視野に入れた検討が進められる予定です。その際には、民間企業の果たすべき役割も十分考慮する必要があると考えます。	業界団体				(財)バイオインダストリー協会 理事長 歌田勝弘		
NO.37	臨床研究も早期の段階で発生する可能性があり、可能であれば、初期の指針においてもある程度の内容を盛り込む必要があるのではないかと。		個人(専門)	40代	男	企業・研究員	匿名希望	匿名希望	自然科学系研究者/医師
	<指針の理念>								
NO.13	指針には、倫理的な視点はなく、研究上の興味や商業利益だけが優先されている。まず、遺伝子組み替えと同じように国際的基準を作る努力がおこなわれるべき。性差別、優性思想を排除することがうたわれない限り、その課程で現代社会の、性差別、優性思想も助長される。ジェン	本指針案はヒトES細胞研究を行う際の倫理的配慮事項等を定めたものであり、その範囲で必要な事項を盛り込んでいます。	団体				SOSHIREN女のからだから		
NO.41	胚を提供するよう依頼される人を医学研究の被験者になぞらえて、人を被験者とする研究のガイドライン(ヘルシンキ宣言など)を全体的枠組とし、たとえば「不妊治療はもっぱらその受療者の福利を配慮して行われなければならない」、ES細胞研究のもたらす科学的・社会的利益を念頭		個人(専門)	30代	男	大学教員	土屋貴志	大阪市立大学文学部	人文社会科学系研究者
	<成果の還元>								
NO.42	社会的公正の見地から、ヒトES細胞から有用な成果が得られ経済的利益についてのしかるべき社会還元メカニズムを構築しておくべき。	ご指摘の観点は重要であり、今後の検討課題であると考えます。	個人(専門)	40代 及び 50代	男	科学史家、社会学者、弁護士、弁護士	米本昌平、 櫛島次郎、 池田伸之、 光石忠敬	三菱化学生命科学研究所 部長、同主任研究員、日 弁連人権擁護委員会委 員・医療部会長、同人権擁 護委員会委員	人文社会科学系研究者
	<今後の課題>								
NO.8	生命倫理問題全般を検討する公的機関を新設するのであれば、科学者のみでなく、哲学者、宗教者なども含めた幅広い分野から構成し、国全体の方針を審議、監督できるようにすること。	総合科学技術会議に多様なメンバーからなる生命倫理専門調査会が設置され、政府全体を視野に入れた生命倫理問題の検討を行います。本指針案やクローン技術規制法に基づく指針等も、その場で検討される予定です。	宗教法人	60代	男	宗教法人 大本	代表役員 奥田宗弘		



NO.63	わが国におけるヒトES細胞をに関わる生命倫理上の議論が未成熟な現状を踏まえれば「基礎的研究に限る」のは当然のことではあるが、わが国は再生医学に代表される先端医療分野で国際貢献できる技術レベルを有しており、ES細胞を活用した臨床医療の早期実現が求められる。	総合科学技術会議に多様なメンバーからなる生命倫理専門調査会が設置され、政府全体を視野に入れた生命倫理問題の検討を行います。本指針案やクローン技術規制法に基づく指針等も、その場で検討される予定です。		50代	男	会社員	桜井寛	匿名希望	患者関係 (母がパーキンソン病)
NO.6	ヒトES細胞に関する研究範囲・応用範囲は広範であるから、文部科学省のみでなく政府全体として検討を進めるべき		業界団体			(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘		
NO.33	ヒトES細胞の使用の前提として、動物由来ES細胞での検証の必要性を指摘したい。そのため、動物胚を含む「特定胚」の取り扱いに関する指針の制定も急いでいただきたい		個人(専門)	50代	男	大学教員	八神健一	筑波大学基礎医学系	自然科学系 研究者/医師
NO.35	ヒトEG細胞に関しては、まだ指針が定まっていないようであるが、ES、EG細胞は同時に考えるべきことであると考える。そのため、早急なヒトEG細胞に対する指針の設定を望む。		個人(専門)	50代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系 研究者/医師
	<推進体制>								
NO.4	事業体ごとに、プロセスの各行程の責任を明確にした内容で、それぞれの実施機関の実状に即した自主ルールを公開するなどの対応が求められる。	本指針案は、倫理的に配慮すべき事項等を定めたものであり、推進方策を定めるものではありません。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
NO.18	ES細胞の樹立機関、提供機関、使用機関においては、それら独自の科学的、倫理的配慮が必要であると同時に、三者の密接な連携の下で貴重な細胞が無駄にならぬ様に心掛けるべきである。		個人(専門)	60代	男	大学客員教授、 名誉教授	佐藤哲夫	霊長類機能研究所長	自然科学系
NO.37	ES細胞の国内の研究体制の早期確立が急務であり、海外からのES細胞の分配についても文部科学省を通じて容易に供給できる体制を希望		個人(専門)	40代	男	企業・研究員	匿名希望	匿名希望	自然科学系 研究者/医師
	<理解増進の必要性>								
NO.4	米国、英国等においては、医療と関係なく、一般的にいて人体の組織・細胞等を研究に供することの意義が法律によって認められている背景があり、わが国の場合は異なることをよく理解し、提供者また社会の理解を求めるために各関係機関、関係者のより慎重な対応が求められる	パンフレットの配布、雑誌等への記事掲載等を行っていき考えですが、さらに、時々社会的要請を踏まえて検討すべき課題であると考えます。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
NO.31	マスコミや一般国民の関心が脳死問題に比較して低いように見受けられるのは、ES細胞などの概念が高度に専門的であり理解が十分なされていないためと考えられ、啓蒙努力が当面は必要		個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	<表現の明確化>								
NO.3	「ヒト」と「人」の使い分けの基準が不明確。	生物の種としてのヒトを表すときには「ヒト」を、人格を持つ個人を表すときには「人」を使用しています。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.5	「ヒト」と「人」を使い分けしているが(例えば、「人クローン胚」「ヒトの胚」)、使い分けの基準が不明確。「ヒト」を用いると、人間の尊厳や社会的、文化的存在であることが捨象されやすくなり、一人ひとりの個人を物として扱いかねない危険性が高まる。		学会			日本科学者会議生命倫理研究委員会	委員長 城戸良弘		

NO.47	ヒト胚の取り扱い、提供者へのインフォームドコンセント、審査委員会の役割などが遵守され適切になされるならば問題はない。しかし、研究機関に対する一部条項については表現上あやふやで抜け道の多さを感じる。	樹立や使用の際の要件の満たし方については、各機関によって様々なケースが想定され、本指針案においては、それらのケースを個別に審査することとしているため、このような表現が使用されています。	個人(一般)	30代	女	看護婦	匿名希望		不妊患者関係
NO.64	「適切に」とか「十分な」など表現があいまいで、それをどのように判断していくのか具体性に欠ける。		個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
	<その他>								
NO.6	パブリックコメント以後の進め方について、進め方の手順と本件に関する窓口を明確にすべき。	今後は、文部科学省から総合科学技術会議に対して意見を求め、総合科学技術会議における検討を経て、指針として策定される予定です。	業界団体				(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘	
NO.17	現在治療不可能な難病の治療になる可能性があることから研究は推進すべきだが、ヒトES細胞の採取及び治療への応用については、厳しい制限を設けることが必要。研究機関で生命倫理委員会を設置し、そこで審査し、承認認可を受けた研究のみが研究に着手できるとすべき。	本指針案は、機関内に倫理審査委員会を設置することとするなどご指摘のような構成となっています。また、この指針では基礎的研究に限っています。	個人(専門)	50代	男	大学教授	中条正	金沢学院大学経営情報学部	自然科学系
1条									
NO.55	「医学及び生物学の発展」のところを「生命の尊厳を脅かされている難病患者に根本治療の可能性を開き、医学及び生物学の」と変えないと、個体としての人よりES細胞のほうが尊重されているような印象を受ける。	ご指摘の観点は重要であると考えますが、指針においてはなるべく中立的な表現を使用しています。	個人(一般)	50代	男	無職	関根宏美	全国パーキンソン病友の会東京都支部(支部長)	患者関係 (パーキンソン病患者)
2条									
NO.5	「ヒト受精卵」を「人受精卵 人胚の中で、人の精子と人の未受精卵」とすべき。		学会				日本科学者会議 生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘	
NO.7	ESの full spell (Embryonic Stem Cell) を記載すべき。	解説やパンフレットにおいて記載いたします。	業界団体				日本製薬工業協会		
NO.28	ヒトの胚についての定義は妥当。「樹立」の定義は、単なる細胞の作成ではなくて増殖能を有する細胞を作成することとすべき。	ヒトES細胞の定義と併せてご指摘の趣旨が表されています。	個人(専門)	60代	男	医師(大学教授)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
NO.29	何をもちて個体というのが明確でない。受精卵も個体といえるのではないか。	クローン技術規制法と同一の用語を使用したものであり、さらに解説等で説明を加える予定です。個体とは、出生以降のものを指します。	個人(専門)	40代	男	大学教員	匿名希望	匿名希望	自然科学系
NO.36	抜け道にならないよう「ヒト受精卵 ヒトの精子(精祖細胞に由来する細胞をすべて含む)とヒトの未受精卵との受精(顕微受精を含む)により生ずる胚をいう」とすべき。	ご指摘の趣旨を含むものとして運用する予定です。	個人(専門)	50代	男	大学教授	福田 芳詔	北里大学畜産学部	自然科学系 研究者/医師
NO.64	十三 インフォームドコンセントの定義に「提供者の理解した上での同意」というものをいれるべき。	自由意思による同意には、ご指摘の趣旨が含まれません。理解については、十分な説明を受けた上で、チェック事項が記載された同意書により確認されることとなります。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
3条									
NO.6	生命科学の分野において民間企業は多くの研究資源を基礎的研究に割いているので、個別の研究計画の評価により民間企業も使用機関として認められることを期待。	本指針案は、研究機関の所属にかかわらず、ヒトES細胞の樹立及び使用を行う場合にはすべて守られるべきものです。指針策定後も日本国内の研究機関に遵守を呼びかけていきます。3条ではそれが明示してあります。	業界団体				(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘	
NO.33	指針の適用範囲を明確にした方がよいと思う。大学、国公私立研究所、民間企業等、全てが対象となるのか。		個人(専門)	50代	男	大学教員	八神健一	筑波大学基礎医学系	自然科学系 研究者/医師

	NO.6	どこまでを「基礎的研究」と定義するのが不明確。	臨床応用・医療応用や医薬品製造への応用など、実用段階の応用を含まない研究を指しています。第2項およびその解説で範囲を明確にしています。	業界団体			(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘			
	NO.12	基礎的研究とは、どこまでの研究を言うのか、はなはだ曖昧である。「解説」には、臨床研究や、医薬品製造や、医薬品毒性検査等のためのヒトES細胞の大量供給などは行わないとされているが、これらを目指す研究は基礎的研究段階として範疇に含まれるのであれば、広範囲の研究		団体			優生思想を問うネットワーク				
	NO.21	基礎研究と臨床研究の明確な区別を明記すべき。現段階では、基礎研究を十分行うことを趣旨とすべき。		個人(専門)	50代	男	医師	匿名希望	匿名希望		自然科学系
	NO.3	「人の尊厳」の「人」が何を意味するのか、誰のことなのか全く不明。明らかにできない限り「人の尊厳」の文言は無意味。	人の生命の萌芽であるヒト胚を誠実かつ慎重に取り扱うことが必要との趣旨ですが、ご指摘を踏まえ、「人の尊厳を侵すことのないよう」を「礼意を失わないヒトに変わります」	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎			
	NO.39			個人(専門)	50代	男	教員	山本達	福井医科大学倫理学教室		人文社会科学系研究者
	NO.30	医療及び関連分野については、厚生労働大臣の責任事項であるから、ここで、文部科学大臣が云々することは不適當であり、別途厚生労働大臣からの指針を待つのが妥当。	本指針は、基礎的研究を対象としたものです。医療関連の指針を作成する際には、厚生労働大臣の関与についても検討する必要があります。	個人(専門)		男		松村外志張	(株)ローマン工業細胞工学センター所長、日本移植学会倫理委員会委員		自然科学系
	NO.4			学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会				
5条											
	NO.9	ヒト胚の無償提供に反対。胚は不妊治療によって生じたものであるから、その利用法は不妊治療の発展に還元されるべき。	本指針案は、ヒト胚は人の生命の萌芽であり売買の対象とすることは不適切との考え方に基づいています。ヒト胚の提供に際しては、提供者の自主性を尊	団体			すずらん(リプロダクティブ・フリーの会)				不妊患者関係
	NO.48	ヒト胚の無償提供に反対。多大な費用と精神的ストレスの中で生まれてくる大切な「命のもと」を無償で気軽に渡す気持ちにはならない。		個人(一般)	30代	女	主婦	匿名希望	すずらん		不妊患者関係
	NO.50	ES細胞の研究成果によって一方で経済的利益が生じ、一方では不妊治療者が高額な医療費を支払っていることにかんがみて、無償での胚の提供は一部の産業に利益が流れることが予想できる以上反対。		個人(一般)	30代	女	大学院生	松島紀子	城西国際大学大学院博士課程後期課程		不妊患者関係
	NO.18	公正性の概念に基づいて、提供者の負担と提供者への何らかの利益には応分の配慮が必要。特許を取得し結果的に利潤を生む場合、提供者との間で予め十分な合意を得ておくことが必要。		個人(専門)	60代	男	大学客員教授、名誉教授	佐藤哲夫	豊長類機能研究所長		自然科学系
	NO.42	無償原則は、行政指導文書で規定するのは不適切。ヒトクローン法には、無償規定がなく、倫理原則が一致していない。クローン法を改正し、指針案はそれに従うべき。	現時点では、ヒトES細胞研究については、ヒトに関するクローン技術ほどの重大な影響を及ぼすことはないことから、罰則を伴う規制は必ずしも必要ではなく、研究行為の規制であり、また、技術の進展に柔軟な対応が可能な指針による規制を行うべきとすることが生命倫理委員会の	個人(専門)	40代及び50代	男	科学史家、社会学者、弁護士、弁護士	米本昌平、櫛島次郎、池田伸之、光石忠敬	三菱化学生命科学研究所部長、同主任研究員、日弁連人権擁護委員会委員・医療部会長、同人権擁護委員会委員		人文社会科学系研究者
	NO.64	その他提供に要する経費を具体的に示さないと有償で提供されてしまうのではないか。	「交通費その他」と例示してあるので、有償での提供と認められるような対価を伴うことはできません。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務		
6条											

	NO.31	使用予定の範囲が具体的に理解できるように明示されていることが必要。	使用予定については、28条1項の要件を満たすことを具体的に示すことが必要になります。	個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
7条1										
	NO.3	ヒト受精胚について、「廃棄が予定されている」という判断は、不妊治療のどのような段階で決まるのか。不妊治療の開始とともにそうした同意があるとすれば、あらかじめインフォームド・コンセントが必要であるとしても、実際は、有名無実になりはしないか危惧がある。「予	提供医療機関の要件として、ヒト受精胚の廃棄の意思の確認の方法その他ヒト受精胚の取扱いに関する手続きが明確に定められていることを要件としています(第26条四)。その中で、廃棄の判断等が適切に行われていることを確認します。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
	NO.29	廃棄が予定されているとは誰が決めるのか。		個人(専門)	40代	男	大学教員	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.43	胚が研究に使用されるまでの「手続き」のあり方が、原案では不十分。「誰が」、「廃棄」を「どのような手続きを経て」、「予定」するのか、「適切なインフォームド・コンセント」とは具体的にどの世に構成されるのかが、不明瞭。日本の「意思-患者関係」のあり方を考えたとき		個人(専門)	40代	女	大学教員	中山まき子	匿名希望	人文社会科学系研究者
	NO.66	胚が研究に使用されるまでの「手続き」のあり方が、不明瞭。誰が、どのような手続きを経て廃棄を予定するのか、「適切なインフォームド・コンセント」とは具体的にどの世に構成されるのかが、意思の申し出を拒否できるが見えない。提供の意思確認は、主治医や研究機関に所属す		個人(一般)	40代	女	大学教員	鈴木江三子	広島県立保健福祉大学看護学科助産婦課程	
	NO.6	「ヒトES細胞の樹立及び使用の用に供されることについて、…」とすべき。	ヒト受精胚そのものは、使用の用に供されるものではありません。	業界団体			(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘		
	NO.2	「ES細胞樹立等を目的に新たに作成されたヒト受精胚であってはならない」と追記されるべき。	ご指摘の点については、「生殖補助医療に使用する目的で作成されたヒト受精胚」との要件で示されています。	学会			日本産科婦人科学会倫理委員会	委員長 荒木勤		
	NO.21	「適切なインフォームド・コンセント」の内容を明記すべき。	インフォームド・コンセントを受ける際に満たすべき要件については、21条から23条に示されています。こ	個人(専門)	50代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.64	「適切」でないインフォームド・コンセントなどないのではないか。		個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
	NO.28	人クローン胚からのヒトES細胞の樹立を当面行わないことは妥当。	賛成意見	個人(専門)	60代	男	医師(大学教授)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.42	指針案が、人クローン胚からヒトES細胞を樹立しないこととしていること、ヒトクローン法が人クローン胚の届出の是非を判断する基準を規定していないことから、何を基準に認めるのかが明らかでなく、人間の発生操作をめぐる重大な問題の扱いとしては、著しく不適切。	クローン法は、特定胚の取扱いに関する指針において、人クローン胚等の取扱い基準を定めることとしています。	個人(専門)	40代 及び 50代	男	科学史家、社会学者、弁護士、弁護士	米本昌平、 櫛島次郎、 池田伸之、 光石忠敬	三菱化学生命科学研究所部長、同主任研究員、日弁連人権擁護委員会委員・医療部会長、同人権擁護委員会委員	人文社会科学系研究者
	NO.12	第三者から提供された卵子あるいは精子を用いて作成された胚は除外すること。	現在、日本産科婦人科学会会告に従い、第三者から提供された配偶子を用いた体外受精は行われていません。今後、第三者からの配偶子提供の枠組みができた段階で検討すべき課題です。	団体			優生思想を問うネットワーク			

	NO.30	市民感情として、医療目的として摘出したものを、不要になったという理由で他の目的に使用されることについては、大きな不信感があることに配慮しなければならない。同意の上で研究のために卵ならびに精子の提供を得ることを非倫理的と言うべきかどうか議論の余地がある。	本指針のもととなった科学技術会議生命倫理委員会の示した考え方では、研究のためにヒトES細胞の樹立に使用するヒト受精卵は、新たに作成したものを使用しないこととしています。	個人(専門)		男		松村外志張	(株)ローマン工業細胞工学センター所長、日本移植学会倫理委員会委員	自然科学系
	NO.3	「廃棄される」と言う言葉は不相当。「妊娠に結びつかずに葬られる」というような言葉を使用する方がよい。	「他に何の用途にも供されず、維持もされなくなる」という状態を客観的に表記するためには、「廃棄」という言葉が適当であると考えます。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
2項	NO.31	必要不可欠な数とはどのように判断されるのか。樹立施設の技術レベルによりこの数は様々である可能性があり、そのような技術レベルをモニターする必要がある。	十分な技術レベルを持つ樹立機関において、当該樹立を行うに際して必要な数を示しており、樹立計画ごとにその細数について説明される必要があります。	個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
8条										
	NO.3	医師の「指導」では、弱すぎる。「樹立責任者」は医師に限定すべきであるという趣旨で「責任」が適当な表現。	ヒトES細胞樹立する技術のある研究者は必ずしも医師であるとは限らず、本指針では、少なくともヒト胚の取扱いを行う際に医師の指導が必要であることを明示するものです。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
	NO.39			個人(専門)	50代	男	教員	山本達	福井医科大学倫理学教室	人文社会科学系研究者
	NO.36	「医師の指導により行う者」を「生殖補助医療に精通した高い倫理観を持つ技術者が」と明記すべき。		個人(専門)	50代	男	大学教授	福田 芳詔	北里大学畜産学部	自然科学系研究者/医師
9条										
	NO.31	これらの能力は具体的にはどのように判断されるのか不明である。	具体的な樹立計画において、個々の樹立機関の能力や体制について判断されることとなります。	個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
11条										
	NO.5	八 海外からのES細胞の分配を認めていることから、日本から海外への分配も認め、その際、分配できる機関については、第32条の使用機関の基準を満たしていることを条件とすべき。海外とのES細胞のやり取りを禁止しても、こうした基準の明確化、ならびに審査機構が確立	本指針は、基本的に日本国内に対して適用されるものです。海外への分配の是非は今後の課題ですが、海外の機関も使用機関の要件をすべて満たした場合には、文部科学大臣の確認を経て、分配を認めることも想定されます。	学会			日本科学者会議生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
12条										
	NO.3	第三者機関に報告する義務を課すことを規定する項を追加すべき。	樹立機関は、国に対して、樹立結果等を報告することとなっています。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
	NO.20	樹立機関の長の認定は非常に重要であり、指針でも少し詳しく指すべき。	解説や指針周知の課程において、樹立機関の長の考え方について一定の基準を示します。	個人(専門)	50代	男	大学教授	藤田博正	久留米大学医学部外科学講座	自然科学系
14条										
	NO.20	倫理審査委員会の審査過程記録の保管期間を明確にすべき。	樹立計画の実施されている間の保管は必要であると考えます。必要に応じて基準を示します。	個人(専門)	50代	男	大学教授	藤田博正	久留米大学医学部外科学講座	自然科学系
	NO.28	指針案で定義している倫理審査委員会は必ずしも既成の委員会の基準にマッチするものではない。従って、他の委員会の設置が必要という点についても、ある程度の示唆を与えることが必要。	指針案に示されている要件を満たせば、既存の委員会を改組する形での設置も可能です。	個人(専門)	60代	男	医師(大学教授)	匿名希望	匿名希望	自然科学系

2項	NO.3	もっと具体的に規定すべき。委員は10から15名で、半数以上は外部とすべき。男女同数。会議は定数の3分の2以上で成立し、採決は出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。会議は傍聴を認める、など。	<p>専門家等の構成、男女の要件などの倫理審査委員会の要件を満たすことで、必要最低限の人数は担保されるものと考えます。女性の視点からの意見を反映させるために、男女どちらかが最低2名以上含まれることとしています。どちらかの性を半数以上に</p>	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎			
	NO.5	規定内容が抽象的すぎる。具体的には、●委員の構成は10から15名で、半数以上は外部者●女性は3分の1以上●会議は定数の3分の2以上で成立し、採決は出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。●会議は傍聴を認める、とすべき。		学会				日本科学者会議 生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
	NO.12	各機関の倫理審査委員会の委員については、各機関の関係者以外の者を半数以上含むこと。また、委員の少なくとも半数は女性を含むこと。特に、不妊治療を受けた(受けている)立場の代表者を必ず含むこと。		団体				優生思想を問う ネットワーク			
	NO.13	具体的に審査がどのように行われるのかということを明記すべき。委員の総数を明記し、女性および関係者以外の委員を半数以上にすべき。		団体				SOSHIREN女の からだから			
	NO.21	倫理審査委員会の必要総数の記載が不明確。		個人(専門)	50代	男	医師	匿名希望	匿名希望		自然科学系
	NO.41	倫理審査委員会の最低構成人数が不明確である。生物学者・医学者・法律家・生命倫理学者・一般市民の最低5名は必要なのか、それとも、法律家と生命倫理学者(たとえば弁護士)の生命倫理学者など、生命倫理学者と市民(たとえば在野の生命倫理学者)など、		個人(専門)	30代	男	大学教員	土屋貴志	大阪市立大学文学部		人文社会科学系研究者
	NO.58	構成員の人数(何人以上)を明記すべき。		個人(一般)	50代	男	医師(精神医学)	貝谷久亘	医療法人和楽会理事長・ (社)日本筋ジストロフィー 協会理事		患者関係 (子が筋ジ ス患者)
	NO.47	委員は可能ならば半数の女性を入れるべき。受精卵が出来るまでには多大な女性の苦痛と努力があり、それらを理解した女性ならではの視点、考え方が大切。		個人(一般)	30代	女	看護婦	匿名希望			不妊患者関係
	NO.64	2名以上は女性と限定することにより、男性で組織されているのが前提のように思われる。委員に提供者のメンタルな部分をフォローする専門家は入れないのか。		個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務		
	NO.67	三 この条項は委員会が男性中心で構成されていることを前提としている。委員が全員女性であったらどうするか。男女の共同作業に変更してほしい。		個人(一般)	40代	男	法人職員	匿名希望			
	NO.7	委員の構成は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(共通指針)」と整合性をとることを希望する。	業界団体				日本製薬工業協 会				
	NO.34	ここで規定される委員会の定義や要件が問題あると言うのではないが、同様に科学の研究の進歩に伴い問題解決が論じられているゲノム解析研究の指針における倫理審査委員会と構成において共通である方が自然であるとする。ただし、ここでこの両者の価値の違いを論じて判断す	個人(専門)	40代	男	研究者	森崎 隆幸	国立循環器病センター		自然科学系 研究者/医 師	
	NO.6	「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、治験、遺伝子治療などの倫理審査委員会を一本化する方向で検討すべき	業界団体				(財)バイオインダ ストリー協会	理事長 歌田勝弘			
	NO.64	委員に提供者のメンタルな部分をフォローする専門家は入れないのか。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務			

	NO.3	提供者の同意を得てから、倫理審査委員会に申請するのか。それとも、倫理審査委員会に申請し、承認してから、提供者の同意を得るのか、手順について不明である。	第16条及び第24条に手続きが示されており、倫理審査委員会の樹立計画の確認後に、国の確認を経てから、ヒト胚の提供(同意)の手続きが行われることとなります。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
	NO.5	提供者の同意を得てから、倫理審査委員会に申請するのか、それとも、倫理審査委員会に申請し、承認してから、提供者の同意を得るのか、手続き上、どちらを取るのかが不明瞭である。		学会			日本科学者会議 生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
	NO.21	樹立責任者が樹立機関の長及び倫理審査委員会に報告する時期が不明確。		個人(専門)	50代	男	医師	匿名希望	匿名希望	
	NO.12	提供医療機関、樹立機関、使用機関の倫理審査委員会の審議の公開が保証されていない。ヒト胚提供者の個人情報の保護に必要な部分を除き、すべての議事が公開されるべきである。議事録も速やかに公開されるべき。	指針案においては、倫理審査委員会は、議事の内容を公開することとしています。個人情報の保護等の観点からすべての議事を公開することは適当ではないと考えます。	団体			優生思想を問う ネットワーク			
	NO.4	倫理委員会での審査の質を担保するためには、すくなくとも文部科学省が研究費を支出する研究については、倫理委員会の質を保つならぬかの方策を、指針において示すことが求められる	文部科学省が研究費を支出する研究については、その公募要領等において本指針の遵守を条件とする予定です。	学会			日本組織培養学会 倫理問題検討委員会			
15条										
	NO.64	樹立計画書の説明とは誰に対するものなのか。提供者か機関長か。	樹立計画書に記載すべき事項であり、機関長及び国に対する説明になります。提供者に対しても記載事項が説明されることとなります。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
	NO.64	インフォームドコンセントによる提供者の理解をどのようにとらえるか。その判断基準はどうなっているか。	同意書において、確認事項を明示して同意をえることにより確認することとなります。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
	NO.7	三 全員の略歴等を必要とするのか、研究者の範囲はどうか？	研究に具体的な役割を持って携わる研究者は、すべて対象となります。	業界団体			日本製薬工業協会			
17条										
	NO.42	国の審査組織も、他分野の専門家と一般人及び男女両性の代表から構成し、当該研究計画及び研究機関と関わる者は当該審査からはずれるよう明記すべき。	科学技術・学術審議会生命倫理・安全部に意見を聴くことを明記しました。構成員については、ご指摘のような観点を踏まえています。	個人(専門)	40代 及び 50代	男	科学史家、社会 学者、弁護士、弁 護士	米本昌平、 櫛島次郎、 池田伸之、 光石忠敬	三菱化学生命科学研究所 部長、同主任研究員、日 弁連人権擁護委員会委 員・医療部会長、同人権擁 護委員会委員	人文社会科学系研究者
	NO.12	指針に適合するかどうかの「確認」とはどういう意味か曖昧である。また、科学技術・学術審議会はどのように各計画を検討するのか、指針案にまったく明記されていない。「審査・許可制」であることを明確にし、審査を担当する機関の構成員、審査規定を具体的に明示するべきで	科学技術・学術審議会生命倫理・安全部に意見を聴くことを明記しました。部会においては、樹立計画等の指針への適合性について具体的な確認が行われます。	団体			優生思想を問う ネットワーク			
	NO.12	審査・許可にあたっては、提供医療機関が定められた基準を満たしていることを示す書類、提供医療機関の倫理審査委員会での審査の過程及び結果を示す書類、インフォームドコンセントに用いる説明書・同意書の書式等も同時に提出させ、胚提供の妥当性についても審査すべき。	国の確認に当たっては、提供医療機関に関する書類やインフォームドコンセントに関する書類を提出することとなっています。	団体			優生思想を問う ネットワーク			
19条										

NO.6	「ヒトES細胞の樹立により得られた研究成果は公開するものとする。」とすべきです。個人情報の保護は当然遵守されるべきであり、知的所有権を確保した後できる限り速やかに研究成果を公開するべき。ここでは研究成果を積極的に社会に還元する立場を明確にすることが適切である	ご指摘を踏まえ、研究成果の原則公開を強調するため、「ヒト胚提供者の個人情報、知的所有権又は研究の独創性を保護するためやむを得ない場合を除き、」を削除し、「原則として」を加えます。なお、個人情報保護については、25条に示されており、公開の原則に優先して行わ	業界団体			(財)バイオインダ ストリー協会	理事長 歌田勝弘			
NO.11	研究状況や成果の情報開示には、競争原理が作用して難しい部分もあると思うが、研究材料がなければ研究は進展しないわけですから、研究材料としての受精卵を提供した人々および国民全体に研究状況を開示していく仕組みを設けてほしい。研究の成果に対して、受精卵提供者が不		団体			フィンレージの会				
NO.12	ヒトES細胞の樹立及び使用による研究結果は、研究成果の有無に関わらず、また、知的所有権・研究の独創性のいかに関わらず、失敗も含め公開するべき。研究結果が社会的に検証されることが必要である。		団体			優生思想を問う ネットワーク				
NO.57	研究成果の公開には、「すみやかに」「一般に理解できるように」を明記すべき。		個人(一般)	60代	男	無職	匿名希望			患者関係 (孫が淡蒼 球変異症)
NO.63	ヒトES細胞に関わる研究成果は個人のプライバシーを侵さない範囲で公開されるのが望ましい。知的所有権や研究の独創性などの観点で十分な公開が望めない恐れがある。「ヒトES細胞の研究結果は個人情報を除き原則公開」とし、公開の方法も明記すべき。				50代	男	会社員	桜井寛	匿名希望	患者関係 (母がパー キンソン病)
20条										
NO.12	連携する機関に関する事項が示されていない。各機関それぞれが第2節に示される規制を受けること、例えば樹立機関の満たすべき基準、業務、倫理審査委員会を設置することなどを明記すべきである。	複数の機関が連携する場合には、その組織全体が一体として樹立機関としての要件を満たすかどうかについて検討されます。倫理審査委員会の要件等も樹立機関の要件を基準に判断されます。	団体				優生思想を問う ネットワーク			
NO.5	第2項「責任体制」に関しても規定が抽象的。特に倫理審査委員会の設置は、実際には、複数の機関が連携する形式が多いことを考慮する必要がある。プロジェクトチームで実施する場合、チームの責任者が所属する機関の倫理審査委員会を母体とし、他の参加機関から選出された委		学会				日本科学者会議 生命倫理研究委 員会	委員長 城戸 良弘		
21条										
NO.48	ES細胞に係るインフォームド・コンセントの前に体外受精におけるインフォームドコンセントの確立が先。	本指針案は、体外受精技術に関する基準を示すものではなく、ヒトES細胞研究に際して守られるべき規則を示すものです。ヒトES細胞を樹立するに当たり、体外受精から生じた余剰胚の提供を受ける場合は、提供者の自主性や心情等に十分配慮し、適切な手続きに従うべきであり	個人(一般)	30代	女	主婦	匿名希望	匿名希望	匿名希望	不妊患者関係
NO.3	適切な卵子を取り出す数を決めておくべき。		学会	50代	男	日本医学哲学倫 理学会国内学術 交流委員会	委員長代理 盛永審一郎			



NO.41	「研究利用を念頭に置いて受精胚の凍結を勧めてはならない」等の文言を入れるか、あるいは、こうした凍結の勧めが「提供を依頼される者が置かれている立場の不当な利用」であることを解説に明記すべきである。もしくは上述したように「不妊治療はもっぱら患者の福利を配慮し	本指針案は、体外受精技術に関する基準を示すものではなく、ヒトES細胞研究に際して守られるべき規則を示すものです。ヒトES細胞を樹立するに当たり、体外受精から生じた余剰胚の提供を受ける場合は、提供者の自主性や心情等に十分配慮し、適切な手続きに従うべきであり	個人(専門)	30代	男	大学教員	土屋貴志	大阪市立大学文学部	人文社会科学系研究者
NO.3	「提供者の自由意思の尊重」の文言をはっきりと条文に示すべき。インフォームドコンセントを支援するシステムづくりも必要。	第二条 十三 においてインフォームド・コンセントを、「十分な説明に基づく提供者の自由な意思による同意と定義しています。本指針に示された手続きが厳格に遵守されることにより自由意思が尊重されると考えます。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.39			個人(専門)	50代	男	教員	山本達	福井医科大学倫理学教室	人文社会科学系研究者
NO.3	インフォームドコンセントは、不妊治療の担当医以外の医師が適切であることを明記すべき。説明の方法を習得させる機関や教育が必要。	第二十三条において、インフォームド・コンセントの取得に係る提供を依頼される者に対する説明は、樹立機関が示された事項について文書を提示し、分かりやすく行うものとするを明記しています。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.39			個人(専門)	50代	男	教員	山本達	福井医科大学倫理学教室	人文社会科学系研究者
NO.3	廃棄のインフォームドコンセントをとった後に妊娠が成功したものに対して利用を申し出るより、不妊治療に入る前にあらかじめ同意を得ておく方がフェアである。	本指針を策定するにあたっての基本的な考え方として、ヒト胚はヒトの生命の萌芽としての意味を持ち、ヒトの他の細胞とは異なり、倫理的に尊重されるべきものであり、慎重に取り扱わなければならないものとしています。従って、廃棄の意思決定がされたヒト胚のみを研究に用い	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.3	インフォームド・コンセントは「取るもの」なのか「受けるもの」なのかはっきりさせる必要がある。	提供者が自発的に判断したものを「受ける」ものであると考えます。「取得」を「受取」に変更しました。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.5	インフォームド・コンセントを「受ける」を「得る」とすべき。提供者の同意を「得る」ことが、研究者側の姿勢として重要。インフォームド・コンセントは、機関側が実施し、機関の責任において実施するものであることを自覚すべき。		学会			日本科学者会議 生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
NO.28	一定の書式、マニュアルなどでできるだけ詳細に規定する必要がある。	詳細な書式や手続き方法などは実際の現場の個別の状況などに即してより適切に定められるべきと考えます。	個人(専門)	60代	男	医師(大学教授)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
22条									
NO.3	「心情」という情緒的な表現は避けた方がよい。はっきりと「提供を依頼される者の意思を最大限尊重する」とすべきである。	本指針については、インフォームド・コンセントを「十分な説明に基づく提供者の自由な意思による同意と定義しています。ヒト胚の提供にあたっては、意思決定以前の提供の依頼を行う時点からのその心情へ	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.39			個人(専門)	50代	男	教員	山本達	福井医科大学倫理学教室	人文社会科学系研究者

NO.3	患者(提供者)に対しヒトES細胞の樹立に供するために胚の提供を依頼するというのが、患者が「胚の廃棄の意思」を決定する以前に行われないことを担保するには、提供についてのインフォームドコンセントを取得する時点とその対象者は、厳選されるべきと思う。すなわち、「	廃棄の意思の確認は、提供医療機関内の手続きにより明確に定められることが必要であり、不妊治療の終了と必ずしも一致する必要はないと考えます。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
NO.39			個人(専門)	50代	男	教員	山本達	福井医科大学倫理学教室	人文社会科学系研究者
NO.19	心情の配慮のために「提供医療機関と樹立機関をつなぐ第三者機関を設定し、両者の間に、個人的社会的関係がないよう配慮し、提供を依頼される者がそれを提供医療機関側から明確に知らされること」と、明記することを提案したい。	患者の心情やプライバシー、また説明内容の正確性等を考慮した場合、治療にも研究にも無関係な他者を新たに介在させることが必ずしも適切な手続きにつながるものではないと考えます。第二十二条において提供医療機関は、ヒト受精卵の提供に係る	個人(専門)	30代	女	生命科学研究者(大学助手)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
NO.12	説明は、樹立機関が行うものとされているが、提供を依頼されるものへの説明に、提供医療機関・樹立機関・使用機関が関わるべきではない。説明の中立性が保てないばかりか、プライバシー保護にも信頼がおけない。		団体			優生思想を問うネットワーク			
NO.2	「インフォームド・コンセントの取得」を樹立機関が行うことによって、最大限の「個人情報の保護」ができなくなる恐れがある。樹立機関以外の第三者からの「インフォームド・コンセントの取得」の可能性はないのだろうか。		学会			日本産科婦人科学会倫理委員会	委員長 荒木勤		
NO.11	インフォームド・コンセントの説明は、樹立機関の研究者から専門用語だらけの説明をされても、理解できない。そこで、提供医療機関が行なうインフォームドコンセントを監視すると共に、実際の受精胚の廃棄や実験使用が適切に行われているのかを監視する仕組み(独立した第三		団体			フィンレージの会			
NO.12	五 「ヒト受精胚を提供するカップル双方からインフォームド・コンセントを受けること。」とすること。	現在、日本産科婦人科学会の会告で体外受精によって治療を受ける夫婦は婚姻している夫婦とされているため「夫婦」としています。	団体			優生思想を問うネットワーク			
NO.64	二 「同意能力を有すると認められない者」というのは誰がどう判断するのか。	法的に同意能力を有しない者であり、民法の規定により客観的に判断されます。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
NO.64	五 「婚姻をしている者」ならばだれでも提供可能なのか、不妊治療者のみなのか。	第七条において、ヒトES細胞の樹立に供されるヒト胚は、生殖補助医療に使用する目的で作成されたヒト受精胚であることを定めています。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
NO.64	六 廃棄やその後の保存等についての説明をするべきでないか。	第二号のヒト受精胚の取扱いにおいて説明が行われます。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
NO.64	七 完全に理解したとどう判断していくのか。判断基準は。	十分な説明を受けた上で、チェック事項が記載された同意書により確認されることとなります。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
NO.4	提供者の定義が必要。	提供者は、ヒト受精胚をES細胞研究に提供する生殖補助医療を受けている夫婦であり、とくに定義は必要でないと考えます。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
23条									

NO.19	説明時に、最低限の正確な基礎知識について記述された、統一された説明書を作成すべき。提供医療機関側の専門医や、基礎知識のない方にも、参加していただき、わかりやすいものを作るべき。	指針案15条に盛り込まれた説明の要件をすべて満たすことが要求され、説明事項は共通となります。実際に説明に用いられる文書は、機関内の倫理審査委員会や国における確認を経ることになり、要件の統一化が図られます。	個人(専門)	30代	女	生命科学研究者(大学助手)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
NO.12	説明書や同意書の妥当性が倫理審査委員会で検討されるということであるが、指針策定前にサンプルを示して、広く社会の検討に載せるべきである。		団体			優生思想を問うネットワーク			
NO.11	インフォームドコンセントの際には、「治療が難しい患者さんの病氣治療に役立つ」というような希望を強調するのみの説明ではなく、まだ基礎研究段階であること、臨床応用されてもそれが本当に患者さんに画期的な治療方法をもたらすものとなるかどうかはわからないこと、臨床		団体			フィンレージの会			
NO.4	インフォームド・コンセント プロセスでの提供機関、樹立機関、それぞれの機関長、および主治医、樹立研究者という個人の責任体制を明確とするように、なんらかの指針を与えることが有効と考えられます。	インフォームド・コンセントに係る説明については樹立機関の長及び樹立責任者、その他の手続きにおいては、提供医療機関の長が責任者となります。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
NO.4	説明者とインフォームド・コンセントにサインをもらう責任者との関係は不明	インフォームドコンセントを受けるのは、提供医療機関になります。提供医療機関からの説明が提供者の自由意思の妨げにならないよう樹立機関から説明を行うこととしています。説明者は、説明実施書を公布して適切な説明を行ったことが明らかとなるようにしています。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
NO.4	提供者のサイン入り承諾書は誰が責任を持って保管するのかが不明です。樹立機関が保存するなら、個人情報保護の措置(第23条3)も飛び越してしまいます。すべて連結可能試料として利用することになるのでしょうか。これら手続き上の詳細について、かならずしも行政機関の指	提供者のサイン入り承諾書は、提供医療機関が責任を持って厳重に管理することになります。また、提供されたヒト受精卵およびヒトES細胞は連結不可能匿名化が施されることを定めています。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
NO.4	指針案における提供医療機関に対する配慮が弱いと思われます。樹立機関に類した、あるいはそれ以上の重要な役割を果たすことについて明記する必要があると考えられます。とくに提供者の個人情報や樹立機関に提供しないものとする条項(第25条2)を、樹立機関がイン	ドナーカード方式では提供の依頼を受けた者の質問に回答できずインフォームド・コンセントの趣旨に反する可能性があります。指針案は、提供者の自主性を尊重するため、インフォームド・コンセントに厳格な要件を課し、提供者が判断するための十分な時間の確保、提供後の同意	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
NO.11	あくまでも自主的に提供する意思を持った人のみが、提供の説明を聞くようなシステムを確保して欲しい。つまり不妊患者全員に個別に提供を依頼するのではなく、臓器のドナーなど同じシステムで、興味のある人だけが、その研究の詳細を聞くためにアクセスできるようにしてほ		団体			フィンレージの会			

NO.42	個人情報が樹立機関に渡らないよう、説明は、樹立機関が文書(提供意思表示カード)の送付のみをもって行うこととすべき。	ドナーカード方式では提供の依頼を受けた者の質問に回答できずインフォームド・コンセントの趣旨に反する可能性があります。指針案は、提供者の自主性を尊重するため、インフォームド・コンセントに厳格な要件を課し、提供者が判断するための十分な時間の確保、提供後の同意	個人(専門)	40代及び50代	男	科学史家、社会学者、弁護士、弁護士	米本昌平、櫛島次郎、池田伸之、光石忠敬	三菱化学生命科学研究所 部長、同主任研究員、日弁連人権擁護委員会委員・医療部会長、同人権擁護委員会委員	人文社会科学系研究者
NO.47	患者は、治療未経験者には想像が及ばないほど主治医やそのスタッフに気を遣っている。提供医療機関(主治医)は、ヒト受精卵提供者へのインフォームドコンセントに関わらない方が良い。例えば、今後の受精卵の取り扱いについて①病院内にて廃棄希望 ②持ち帰り希望 ③研究		個人(一般)	30代	女	看護婦	匿名希望		不妊患者関係
NO.54	医療機関が余剰胚の活用を強要することはできないが、パンフレットなどによりこういう活用法があるというくらいの説明は行って良いと考える。医療機関と提供者の関係を良い関係で継続するためにも、樹立機関のみが説明を行うのではなく、医療機関と樹立機関双方立ち会いのも	提供医療機関からの説明が提供者の自由意思の妨げにならないよう樹立機関から詳しい説明を行うこととしています。廃棄の意思が決定されたのち、ヒトES細胞研究に胚を提供する道があることまでは、提供医療機関が紹介することになります。	個人(一般)	50代	女	非常勤医師	匿名希望		患者関係(パーキンソン病患者)
NO.31	不妊治療を受けている夫婦の微妙な心理状況からはインフォームドコンセントに際して非常に強制力の働きやすい状況であることを鑑みてより具体的な方策を示す必要がある。	本指針案は、提供者の自主性を尊重するため、インフォームドコンセントに厳格な要件を課し、提供者の判断するための十分な時間の確保、提供後の同意の取消等により、提供者の自主性を重視する枠組みを取ってます。また、ヒト胚の提供医療機関に厳格な要件を課すことで適切な	個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
NO.6	本来ES細胞「使用のための」インフォームド・コンセントと性格付けるのが適切。説明文書・同意書には、概略であっても使用機関の研究方針が明記されるべきであり、どのような機関で使用されるのかを明記すべき。(民間での利用の可能性を含む。)	ご指摘のように提供の際の説明にあたってはその時点で想定される目的や方法などの予想される研究について包括的な説明なされるべきと考えます。	業界団体			(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘		
NO.12	ヒトES細胞の樹立に至らなかった場合のヒト胚(に処置を施したものの)の取り扱い・処分の方針についても定め、提供を依頼する場合の説明事項として加えること。	ヒトES細胞の樹立に至らなかった場合も含めたヒト胚の取り扱いについては第二号に基づいて説明される必要があると考えます。	団体			優生思想を問うネットワーク			
NO.64	使用されなかった場合のその後の取扱いを付け加えるべき。		個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
NO.4	承諾から1ヶ月は受精卵が保存されていて、承諾の撤回が可能ですが(第22条、第23条)、その後の撤回についての記述が見られません	その後、樹立機関に受精卵が移送される時に連結不可能に匿名化されるため、同意の撤回は不可能となります。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			

NO.5	八「研究成果、その他の当該ヒトES細胞に関する情報は、提供者に教示できない」とあるが、あらゆる情報提供を不可能とするべきではない。情報提供可能な範囲と、不可能な範囲を具体的に明示すべき。指針では明示できないにしても、個々のケースで範囲確定を行う作業をすべ	本指針案では、提供者の個人情報の保護を最優先とし、樹立機関には一切の提供胚の情報が伝えられないこと、提供医療機関に対するフィードバックがないことを定めています。これを明確にするため、ヒト受精胚が樹立機関に移送される際には、「提供者の個人情報と照合できない	学会			日本科学者会議 生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
NO.42	七、八 遺伝子解析研究に関する指針で、遺伝子解析結果の伝達を望むかどうかは、資料提供者の自己決定に委ねており、不妊治療の結果生まれてくる子供に関わる深刻な問題の取扱いは、提供医療機関に戻し、倫理委員会と主治医の判断で解析結果を提供者に伝える可能性を開いて		個人(専門)	40代 及び 50代	男	科学史家、社会 学者、弁護士、弁 護士	米本昌平、 櫛島次郎、 池田伸之、 光石忠敬	三菱化学生命科学研究所 部長、同主任研究員、日 弁連人権擁護委員会委 員・医療部会長、同人権擁 護委員会委員	人文社会科学系研究者
NO.58	遺伝子解析がなされ、明らかに提供者に不利になる重大な疫病の可能性がわかった時、提供者への開示を提供者本人が望むか望まないか記すべき。		個人(一般)	50代	男	医師(精神医学)	貝谷久亘	医療法人和楽会理事長・ (社)日本筋ジストロフィー 協会理事	患者関係 (子が筋ジ ス患者)
NO.57	提供医療機関は提供された胚の遺伝特性に病的な因子が内包されていないかどうか検討してから、インフォームドコンセントに入るべき。		個人(一般)	60代	男	無職	匿名希望		患者関係 (孫が淡蒼 球変異症)
NO.4	本指針の述べてるところに従うと、一般的ヒト試料よりも緩やかな条件で受精胚のゲノム・遺伝子研究ができるように見受けられます。ゲノム・遺伝子研究がES細胞樹立およびその後の研究の一部になり得る以上、この点についての記述は必要		学会			日本組織培養学 会倫理問題検討 委員会			
NO.57	提供医療機関から(病的因子の)遺伝子解析結果のみが使用機関に提供されることを担保すべき。		個人(一般)	60代	男	無職	匿名希望		患者関係 (孫が淡蒼 球変異症)
NO.12	当面、基礎的研究に限る」とするのであれば、ヒトES細胞の樹立及び使用によって得られた研究成果(分化細胞を含む)を、知的所有権・経済的利益の対象に用いてはならない。提供者に問題点や仕組みなどの詳細な説明をしえないままに得られるヒト胚から、知的所有権・経済的利益	ヒト受精胚は命の萌芽であることから、そのものの授受から利益を得ることはなされるべきではありませんが、研究成果が医療応用されるためには、その知的所有権等の権利は否定されるべきではないと考えます。	団体			優生思想を問う ネットワーク			
NO.12	ヒト受精胚の提供の依頼は、使用する研究内容、樹立機関・使用機関を具体的かつ明確に限定して説明し、樹立したヒトES細胞の配布はその同意した研究内容、使用機関の範囲に止めること。すべての多様な研究使用のあり方を短期間に説明を受け、具体的に理解することは、通常困難	樹立されたヒトES細胞は、本指針案に従って様々な研究に利用されることを想定しており、インフォームド・コンセントの際に包括的同意が必要です。ヒトES細胞は、いわゆる「連結不可能匿名化」を行うことになり、ヒトゲノム倫理指針より緩い基準になるわけではありません	団体			優生思想を問う ネットワーク			
NO.4	ES細胞が長期保存されて、将来の現在には予定されていない研究に使用されることになると、個々の研究計画に即した承諾ではなく、包括同意をもらうこととなります。第23条の2の三に示されるように「予想される」だけでよいのか、第28条の三にあるようにインフォームド・コンセ		学会			日本組織培養学 会倫理問題検討 委員会			

NO.61	活用の意志の有無をたずねる前に、提供医療機関において、ES細胞研究の有用性について説明がなされるべき。受精卵提供のプロセスへはいる第一歩の時点で、受精胚の活用によって、何人もの人が人生を取り戻す可能性があると言うことを知っていてほしい。門前払いになるのは	本指針においては、インフォームド・コンセントが提供者から与えられる前に、ES細胞研究の有用性について説明がなされることとなっています。難病に悩む患者のES細胞に期待する声などを載せることは可能と考えますが、有用面のみが強調されることがないように留意が必要で		40代	女	無職	浜田 朋子		患者関係 (若年性パーキンソン病)
NO.54	臨床的応用の可能性について、インフォームド・コンセントの取得に際して提供者にわかりやすく説明するパンフレットなどを作成し、そのなかに、難病に悩む患者のES細胞に期待する声などを載せることはできないか。		個人(一般)	50代	女	非常勤医師	匿名希望	なし	患者関係 (パーキンソン病患者)
NO.64	九.学会等で公開される場合に提供者のプライバシー保護を付け加えるべき。	提供者の個人情報を保護するため、提供医療機関は樹立機関に対しヒト受精胚の提供者に関する個人情報を提供しないもの(連結不可能匿名化)と定められており、学会等で公開される場合に提供者のプライバシーが公表されることはありません。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川 理恵	診療所勤務	
NO.64	提供者のメンタルフォローを付け加えるべき。	インフォームド・コンセントの手続きを行う際には、提供を依頼される者の心情に十分配慮し、その者が置かれている立場を不当に利用しないなど提供者の自由な意思による同意が行われるよう定めています。また、インフォームド・コンセント後、少なくとも一ヶ月間当該ヒト受精胚	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川 理恵	診療所勤務	
NO.2	ヒト受精胚の提供の要件は、単に「提供医療機関の倫理審査委員会の意見を聴く」ではなく「承認」を求めるべき。	最終的には、ヒト受精胚の提供の責任は提供医療機関の長が担うべきものと考えます。倫理審査委員会への意見聴取は、実質的には承認の求めと同様であると考えます。	学会			日本産科婦人科学会倫理委員会	委員長 荒木 勤		
NO.4	説明実施書とは何か、説明書とどう違うのか	説明書は(説明文書)は、インフォームドコンセントにかかる研究の説明内容を文書にしたもので、説明実施書は、樹立機関が提供の依頼を受けた者に対して説明を実施した旨を示す文書です。	学会			日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
25条									
NO.12	個人情報とは何か、氏名、年齢等具体的に示し、保護される個人情報の範囲を明確にすること。	本指針において個人情報とは個人の識別につながる全ての情報です。	団体			優生思想を問うネットワーク			
NO.12	樹立機関に対し、ヒト受精胚の提供者に関する個人情報を一切提供しないこととしている。しかしながら、第十九条によれば、ヒト胚の提供者の個人情報保護のため、ヒトES細胞樹立により得られた研究成果を公表できない事態も想定しており大きく矛盾する。	樹立機関には一切の個人情報が提供されないこととなっていますが、ごくまれな事例として遺伝子解析などを行った結果、提供者の特定につながることも想定されるため、その際にも個人情報の保護に配慮することを定めています。	団体			優生思想を問うネットワーク			
NO.7	情報を提供しないのであれば前項の樹立機関での情報保護に努める必要はなくなると考えてよいか。	提供されたヒト受精胚は非連結匿名化されるため基本的に提供者の情報は樹立機関にはないが、ヒトES細胞が遺伝解析された場合、その血縁者	業界団体			日本製薬工業協会			
NO.34	当面は余り問題にならないかもしれないが、研究の進展により提供者の個人情報の保護はやはり問題となりうると思うが、その点もやはり触れるべきではなからうか		個人(専門)	40代	男	研究者	森崎 隆幸	国立循環器病センター	自然科学系研究者/医師

NO.4	個人情報保護については、必ずしも指針において、詳細に記述することが有効であるかどうか、議論の余地はあるが、指針においては、少なくとも樹立機関において、試料の匿名化の方法、リンクの可能性等についての記述を含む詳細な自主ルールを作成し、公開するとともに、それ	ヒト受精卵が樹立機関に移送される際には、「提供者の個人情報と照合できないよう必要な措置を講じる」ことを明記します。	学会				日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
NO.18	提供者の個人情報は厳重に保護されること。不連続匿名化についても各省庁からの関連指針を参考として整合性を持たせる様に整備すること。		個人(専門)	60代	男		大学客員教授、名誉教授	佐藤哲夫	霊長類機能研究所長	自然科学系
NO.5	「個人情報の保護に最大限努める」とあるが、最大限では抽象的で無意味。具体的に明示すべき。特に、個人を特定できる情報(identifier)との連結に関して、提供医療機関のデータと、樹立機関とのデータ・マッチングについては、第25条2項で禁止しているのだから、「非連		学会				日本科学者会議生命倫理研究委員会	委員長 城戸良弘		
26条										
NO.28	提供医療機関の数が少なくなっても厳格な要件を採用した点は妥当である。	賛成意見	個人(専門)	60代	男		医師(大学教授)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
NO.12	提供医療機関の基準として、樹立機関、使用機関と別個の独立した機関であって、同系列の機関ではないこと。例えば大学等では病院と研究機関の両者を持ち、医師として不妊治療を行っている研究者が多い。また、倫理委員会がある場合も特に区別されているわけではない。そうし	個人情報の保護体制などから、樹立機関と使用機関は基本的に独立した機関になります。同一の大学など広範な組織内で、樹立と提供を行う場合には、その個人情報保護等の独立性が問われることとなります。提供医療機関と使用機関は、必ずしも独立した機関であることは、必要ない	団体				優生思想を問うネットワーク			
NO.61	非常に厳しい条件が定められており、ヒト胚の活用という微妙な問題を扱うのですから当然とは思いますが、今後、研究が進展し、社会に広く受け入れられていくに応じて、提供医療機関の枠組みも緩和拡大されていくことを期待。	指針は3年以内に見直すべきとされており、その際に検討が行われます。		40代	女	無職		浜田朋子		患者関係(若年性パーキンソン病)
NO.64	「プライバシー保護の十分な措置」というのはどの程度を基準とするのか。	提供者の個人情報を保護するのに必要な措置であり、具体的には例えばカルテと同程度の取扱いがなされていることなどです。	個人(一般)	30代	女	看護婦		吉川理恵	診療所勤務	
NO.7	提供機関での規制が大事であるはずだが、樹立および使用機関で定められている規定(第10条第3項、第32条第3項:記録・資料の保存提出、調査の受入れ)が必要と考える。	提供医療機関における審査等の情報については、提供医療機関の倫理審査委員会がその記録を保存することとなっています。提供医療機関に対する調査を義務づけることは、医療情報や個人情報等を対象	業界団体				日本製薬工業協会			
NO.12	提供医療機関に対する調査については、言及がない。検討のうえ明示すべきである。ヒト胚受精卵の提供者・提供を依頼される者の立場を守る上で、重要な機関となるはずである。		団体				優生思想を問うネットワーク			
NO.4	提供者からの苦情を受け付ける窓口の設定、及び対応に關しての規程を設けるなどを、第26条で提供医療機関の機関長の職務として勧告すべき	提供医療機関は、提供者の通う医療機関として、苦情を受け付けることはできるものと考えます。	学会				日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
27条										
NO.12	提供医療機関の倫理審査委員会の業務は、樹立計画についての審査にとどまらず、提供医療機関における個人情報の保護、ヒト受精卵の扱い、廃棄の意思の確認方法等に関する審査も行うこと。	ご指摘のような事項についても、樹立計画の一環であり、倫理審査委員会が意見を述べることもできると考えます。	団体				優生思想を問うネットワーク			

28条										
	NO.19	発生に興味があれば、実験動物でもよいことから、「新しい診断法、予防法若しくは治療法への応用を前提とした」を付記すべき。一を、二・三の後に置くべき。	次号に、ヒトES細胞を使用することに、「科学的合理性及び必要性」を求めることとなっており、ヒトES細胞で研究を行うことが必要不可欠であることが要件となります。	個人(専門)	30代	女	生命科学研究者(大学助手)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.31	イ ヒトES細胞を利用する研究はほとんどすべて「ヒトの発生、分化及び再生機能の解明」に関わるとことができ、実際にはこの条項の意味する内容が不明瞭である。ロ 医学応用に関しては他の方法で代用可能な場合にはヒトES細胞の利用を制限するべきではないか。医学応用		個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
		一 「難治性疾患に対する」新しい診断法 と限定する必要がある。								
	NO.6	「ヒトES細胞の使用が、樹立及び使用の用に供された…」とすべき。	ヒト受精卵そのものは、使用の用に供されるものではありません。	業界団体			(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘		
	NO.7	使用機関は提供者のインフォームドコンセントに関与できないので、提供機関は必ずインフォームドコンセントに目的(特に医薬品等の開発)を明記するよう指導を望む。	ご指摘のように提供の際の説明にあたってはその時点で想定される目的や方法などの予想される研究について包括的な説明なされるべきと考えます。	業界団体			日本製薬工業協会			
3項	NO.28	海外で樹立されたヒトES細胞については、中央の審議会などで一括して、ある細胞が使えるかどうかの判断を下すといった分かりやすい基準が必要である。	最初に国に申請され適当と認められたものと同じものを使用する場合には、次から判断を下す際には、前例を踏襲することとなり、統一基準化が図られることになると考えます。	個人(専門)	60代	男	医師(大学教授)	匿名希望	匿名希望	自然科学系
29条										
	NO.3	ヒトクローン法では「母胎」ではなく「胎内」となっているので、統一したほうがよい。	ご指摘を踏まえ修正しました。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
	NO.5	ヒトクローン法では「母胎」ではなく「胎内」となっているので、統一したほうがよい。		学会			日本科学者会議生命倫理研究委員会	委員長 城戸 良弘		
	NO.31	個体の定義が不明瞭である。定義が必要である。	クローン技術規制法と同一の用語を使用したものであり、さらに解説等で説明を加える予定です。	個人(専門)	40代	男	医師	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.32	「生成」と「作成」の違いがわかりにくい。		個人(専門)	40代	男	助教授	匿名希望	匿名希望	自然科学系
	NO.33	動物あるいは動物胎児へのヒトES細胞の移植は認められる、と解釈できる。しかし、動物胎児に移植した場合、ヒトES細胞が動物個体内で生殖細胞に分化する可能性を否定できない(予期せずして、ヒトと動物の交雑個体が生まれる可能性を否定できない。)従って、移植された動物	平成12年3月に示された生命倫理委員会の報告書では、「着床前の動物胚にヒトES細胞を導入することは、ヒト胚に近い胚を作り出すことも可能であると想定されるため、当面は原則としてこれを認めるべきではない。動物の成体及び胎仔へのヒトES細胞の導入の妥当性は、個	個人(専門)	50代	男	大学教員	八神健一	筑波大学基礎医学系	自然科学系研究者/医師
	NO.58	筋ジストロフィーの胎児治療は不可能になるのか。	現時点ではヒトの胎児へのヒトES細胞の導入は禁止されます。技術が進展した場合には、指針の見直し等によって対応されるべき問題であると考えます。	個人(一般)	50代	男	医師(精神医学)	貝谷久亘	医療法人和楽会理事長・(社)日本筋ジストロフィー協会理事	患者関係(子が筋ジス患者)
30条										



	NO.12	分配及び譲渡に関しては、第三十条2項一の除外規定は削除すること。胚提供者の同意の範囲を逸脱する恐れがある。	提供の際の同意はこれらの行為を含むものと考えます。	団体			優生思想を問うネットワーク			
	NO.33	最も起こりやすい違反として、使用機関からのES細胞の分配や譲渡が考えられる。これを防ぐため、論文等で研究成果を公表する場合、使用したES細胞の由来(樹立機関名)、使用計画の大臣承認番号の記載を義務づけることを提案したい	ヒトES細胞を使用した研究の結果を発表する際には、どのようなES細胞を使用したかが問われることになると思います。	個人(専門)	50代	男	大学教員	八神健一	筑波大学基礎医学系	自然科学系研究者/医師
32条										
	NO.64	使用機関の「技術的能力」はどのように判断していくのか。何か基準はあるのか。	研究にかかわる研究者の動物のES細胞の使用実績や専門能力などを踏まえて判断されることとなります。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
	NO.37	「十分な施設、人員、財政的基礎及び技術的能力」についてある程度の基準内容の補足説明が必要。	それぞれの研究のケースにより適正規模が異なるものと考えます。解説等に記載するとともに、「財政的基礎」については、使用研究においては是非の判断が難しいことから、他の要件において考慮することが可能であるため、要件から削除しました。	個人(専門)	40代	男	企業・研究員	匿名希望	匿名希望	自然科学系研究者/医師
	NO.37	二及び三 規則及び倫理審査委員会の構成について原案を示してほしい。	それぞれの研究機関において研究改革に併せて適切な規則等を作成することが必要であると考えます。	個人(専門)	40代	男	企業・研究員	匿名希望	匿名希望	自然科学系研究者/医師
	NO.7	三 保存期間に触れる必要がある。	使用している間は、保存すべきものと考えます。	業界団体			日本製薬工業協会			
	NO.7	社内倫理委員会を設置しにくいベンチャー会社(小企業)等についての配慮が必要。施設外部の倫理審査委員会の活用を盛り込めないか。	現時点では、社内に倫理審査委員会を置くことのできる機関において研究を認めていくことが必要と考えます。	業界団体			日本製薬工業協会			
	NO.7	報告内容の規程は? 形式は自由か? 通知として出る予定があるか?	形式については、必要に応じて適切な様式を示すことも考えられます。	業界団体			日本製薬工業協会			
33条										
	NO.3	第三者機関に報告する義務を課すことを規定する項を追加すべき。	指針案は、樹立機関、提供医療機関及び使用機関にそれぞれ外部の者が含まれる倫理審査委員会を設置され、監視業務を行うとともに、国に研究計画の確認を求めることになっており、第三者的な立場からの確認が行われます。	学会	50代	男	日本医学哲学倫理学会国内学術交流委員会	委員長代理 盛永審一郎		
35条										
	NO.64	使用機関の倫理審査委員会についても機関外からの委員が必要。	本指針ではご指摘のような条件を記載しています。	個人(一般)	30代	女	看護婦	吉川理恵	診療所勤務	
38条										
	NO.6	文部科学大臣が使用計画の確認を行う過程、かつ、確認の結果を総合科学技術会議に報告する過程においては、企業秘密などを守る観点から、書類上匿名とされるべき。	文部科学大臣の確認の過程で提出される書類については、情報公開法の規定に従った運用により企業秘密等にかかわる情報の公開の有無が判断されません。	業界団体			(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘		
39条										

	NO.7	使用後は「報告書」の提出が義務付けられているが、計画書に記載すれば、細胞を保持・保存することが可能になるのか？ さらに、樹立、加工された細胞や分化細胞を新たに使用する際の手続きについての記載を希望する	保管も使用の一環と考えられ、基本的に使用が終了した場合には、ヒトES細胞を維持することはできません。継続して当該ES細胞を使用する場合には、使用計画について確認を受ける必要があります。	業界団体				日本製薬工業協会			
40条											
	NO.12	ヒトES細胞の樹立及び使用による研究結果は、研究成果の有無に関わらず、また、知的所有権・研究の独創性のいかに関わらず、失敗も含め公開するべき。研究結果が社会的に検証されることが必要である。	ご指摘を踏まえ、研究成果の原則公開を強調するため、「ヒト胚提供者の個人情報、知的所有権又は研究の独創性を保護するためやむを得ない場合を除き、」を削除し、「原則として」を加えます。なお、個人情報保護については、各項目にそれぞれおかけし、公開の	団体				優生思想を問うネットワーク			
	NO.6	「ヒトES細胞の使用により得られた研究成果は公開するものとする。」とすべき。個人情報の保護は当然遵守されるべきであり、知的所有権を確保した後できる限り速やかに研究成果を公開するべきです。ここでは研究成果を積極的に社会に還元する立場を明確にすることが適切である。		業界団体				(財)バイオインダストリー協会	理事長 歌田勝弘		
	NO.57	研究成果の公開には、「すみやかに」「一般に理解できるように」を明記すべき。		個人(一般)	60代	男	無職		匿名希望		患者関係 (孫が淡蒼球変異症)
	NO.7	どのような形式、方法で公開するのか？	学会発表等の公開の方法については、使用機関の選択が可能です。本条の趣旨を踏まえる必要があります。	業界団体				日本製薬工業協会			
41条											
	NO.47	文部科学省、厚生労働省、経済産業省の連携は、不正の無い適切な受精卵取り扱いには必要不可欠。早急にその体制づくりを希望する。	生命倫理に関する指針の運用については、既に関係省庁間の連携をとっており、今後も体制作りを進めます。	個人(一般)	30代	女	看護婦		匿名希望		不妊患者関係
	NO.4	提供の前提として、生殖補助医療行為の成功あるいは断念をへて医療行為が終了し、この過程をへて廃棄される予定にある胚が提供の対象となるとされることから、「厚生労働省の生殖補助医療指針」との整合性について明確にし、第41条に明記することが必要	本指針案は、ヒトES細胞研究に際して守るべき要件を定めたものです。生殖補助医療に関する公的な規制が行われる場合には、本指針もそれと整合性をとる必要があるものと考えます。	学会				日本組織培養学会倫理問題検討委員会			
42条											
	NO.33	このような社会的関心の高い、研究指針は今後増加すると思われる。適正な研究活動を守るためにも、違反した研究者や機関へのペナルティとして、公表だけでなく、一定期間の承認取り消しを明記してはどうか	公表以外の措置については、指針で記載することは適切でないと考えます。研究費の支給停止等の措置が想定されます。	個人(専門)	50代	男	大学教員		八神健一	筑波大学基礎医学系	自然科学系研究者/医師
	NO.5	指針に違反した場合は、「3年間はこの指針に関連する研究に従事することができない。」などのように、制裁を加えるべき。		学会				日本科学者会議生命倫理研究委員会	委員長 城戸良弘		
	NO.28	公表の規定が適応されるのは、公的機関だけなのか、民間の組織にも適用されるのか。法的基盤は整備されるのか。	公表については、民間、公的機関を問わず行われることとなります。これは、法的な措置として行われるものではありません。	個人(専門)	60代	男	医師(大学教授)		匿名希望	匿名希望	自然科学系
附則2条	NO.57	3年以内の見直しは、「2年以内」に短縮し、早期に難治病の治療を開始すべき。	医療応用の基準は、技術の進展に従って作成されるべきものであり、必要があれば3年を待たずに、本指針の見直しが行われます。	個人(一般)	60代	男	無職		匿名希望		患者関係 (孫が淡蒼球変異症)